平成15年

No.877

編集/企画経営室広報課 20424・70・7777(代) 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1

毎月1日・15日発行

限が過ぎている場合には、 手持ちの納税通知書で納付し

お

これから納期が来る税につ

うっかり忘れていて、

### 納税、わたしのお願いと決意

納税は国民の義務であると、私たちは小学校から学習し て来ました。納税の義務をご理解いただき、大半の市民の 方は、納期限内に納付されています。

日本経済がここまで厳しく低迷しますと、収入減や失業 などで納税に困っている方もいらっしゃると思います。こ のような場合には、担当する職員が納税相談で事情を十分 にお聞きして、納税についてのアドバイスをさせていただ きます。もちろん、プライバシーは守ります。滞納される と文書催告などの滞納整理に多くの時間と費用がかかり ます。なるべく、早目のご相談をお願いします。

問題は、収入や資産があるのに納税に誠意が見られない と思われる方です。納税に努めている大半の方々との公平 性を確保するためにも、差し押さえなどの強制徴収をさせ ていただくことになります。市民の皆様の納税に対するご 理解とご協力をお願いします。

お気軽にご相談を

15年度市柷納期一覧表				
税目期別	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税	軽自動車税
1期	6月2日	6月30日	7月31日	6月2日
2期	7月31日	9月1日	9月1日	
3期	12月25日	10月31日	9月30日	
4期	16年3月1日	16年2月2日	10月31日	
5期			12月1日	
6期			12月25日	
7期			16年2月2日	
8期			3月1日	
9期			3月25日	

納め忘れ の方へ

税の普通徴収、 座振替が便利です (市・都民 固定資産税・

その1

必要事項を記入してポストへ に同封しました「はがき」に 当初お送りした納税通知書

いる方へ

ださい。

ありますので早急にご相談く

電話あるいは訪問して、

納付も相談 などの強化 差し押さえ も

病気や事業の廃止など、や

限内に納付することが難しい むを得ない事情で市税を納期

分割して納付する方法なども 場合は、事情をお聞きして、

滞納している方には文書や

だけない場合は、納付された でも、納付も相談もしていた のお願いをしています。 それ 方との公平性を確保するため にも

財産の公売などし、 付のない場合は、差し押さえ てることになります。 不動産など)を差し押さえる こととなります。 財産を差し押さえた後も納

刀をお願いします 詳しくは納税課270・7730 貴重な財源確保と税の公平性のためにも、納税についてのご理解とご協 しかし、景気の影響による収入減などで納税が遅れている方もいます。 付に努めていただいています。

景気の低迷が継続している中でも、大半の納税者の方は納期限内の納 の財源の根幹である市税は、平成5年度をピークとして減少していま

れる場合があります)。 てください (延滞金が加算さ 納め忘れが無いように、口

開始には約1カ月程かかりま の申し込みができます。(振替 次の方法で口座振替

> み用紙を郵送します。 いください。 いてある申し込み用紙をお使 **帳届出印です。また、市役所** へ連絡いただければ、申し込 納稅通知書預金通帳通 市内の金融機関の窓口に置 必要なものは、



お早めに納税を

## 納税相談窓 を開設します

続きは市が代行します。

その2

入れてください。

その後の手

# 10月25日(土)に特設

休日納税相談窓口を開設します。仕事などで平日 の相談が困難な方はぜひこの機会をご利用くださ

【日程】10月25日(土) 26日(日)

【時間】午前9時~午後4時

【会場】納税課(市役所2階)

【内容】 納税相談の納付受け付け

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡くだ さい。

なお、税証明の発行や課税の相談はできません。